

入 会 案 内

日本環境教育学会のご案内

新しい総合的教育を求めて

入 会 案 内
規 約
支 部 案 内

日本環境教育学会規約

1990年5月20日制定
1994年6月14日一部改正
1995年5月13日一部改正
1996年5月11日一部改正
1999年5月22日一部改正

第1章 名称および事務局

第1条 本会は日本環境教育学会（The Japanese Society of Environmental Education）と称する。

第2条 本会に事務局を置き、その所在は、運営委員会の議を経て、会長がこれを定める。

第2章 目的および事業

第3条 本会は環境教育の推進を目的とする。

第4条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。

- ・ 年次大会の開催
- ・ 学会誌およびニュースレターの発行
- ・ シンポジウム・セミナー・講習会などの開催
- ・ 環境教育に関係する諸団体との交流
- ・ その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第5条 本会の会員は、次の4種とする。

- ・ 正会員 本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを経て入会した、個人。
- ・ 団体会員 環境教育を行っている団体（図書館・博物館・官庁などを含む）。
- ・ 賛助会員 本会の事業を賛助するため、運営委員会の議を経て入会した、個人および団体。
- ・ 名誉会員 環境教育に関し特に功績があると認められ総会において推薦された者。

第6条 会員は会費を前納しなければならない。名誉会員は会費を免除される。

会費の額は、総会に於いて定める。

第7条 正会員は、次の権利を有する。

- ・ 会誌等の配布を受ける
- ・ 会誌等への投稿
- ・ 本会の行う行事への参加
- ・ 総会における議決権、役員選挙における選挙権ならびに被選挙権

(2) 団体会員は次の権利を有する。

- ・ 会誌等の配布を受ける
- ・ 会誌等への投稿
- ・ 本会の行う行事への参加

(3) 賛助会員は次の権利を有する。

- ・ 会誌等の配布を受ける
- ・ 会誌等への投稿
- ・ 本会の行う行事への参加

(4) 名誉会員は次の権利を有する。

- ・ 会誌等の配布を受ける
- ・ 会誌等への投稿
- ・ 本会の行う行事への参加

第8条 入会および退会は、次の手続きを必要とする。

(2) 本会への入会は、所定の手続きにより、会費をそえて申し込んだ者で運営委員会の承認を得た者とする。

(3) 会員で退会しようとする者は、その旨を本会に通知し、未納の会費がある場合は、これを完納しなければならない。

また、会費を滞納した者（2年以上）は運営委員会の議を経て退会させられることがある。

第4章 役 員

第9条 本会に次の役員を置く。

- ・ 会長 1名
- ・ 運営委員 20名
- ・ 会計監査 2名

第10条 会長および運営委員は、正会員の中から、選挙によって選出する。選挙方法については別に定める。

(2) 会計監査は、運営委員会の推薦に基づき、運営委員会以外の正会員の中から総会により選出する。

(3) 会長および運営委員の任期は4年とする。ただし、連続2期を限度として再任を妨げない。
会計監査の任期は2年とする。ただし、連続2期を限度として再任を妨げない。

(4) 欠員によって補充された役員は、前任者の残任期間とする。

(5) 常任運営委員会には、庶務、広報、編集、企画、国際交流の各担当を置く。

第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名した運営委員がこれを代行する。

(2) 運営委員は運営委員会を組織し、規約および総会の議決に基づき、本会の会務を執行する。

(3) 本会の運営のために、運営委員会は常任運営委員5名を置き、内1名は事務局長を兼ねる。

(4) 事務局長および常任運営委員は、運営委員会で互選する。

(5) 常任運営委員会は、運営委員の議決に基づき、本会の会務を分担処理する。

(6) 会計監査は、本会の経理を監査する。

第5章 役員会

第12条 運営委員会は会長、および運営委員から構成され、会長が招集し、議長を務める。

(2) 運営委員会は、運営委員総数2分の1以上の出席をもって成立する。

(3) 運営委員会は、出席者の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(4) 会計監査は、運営委員会に出席して意見を述べることができる。

第13条 常任運営委員会は、会長、常任運営委員から構成され、必要に応じて会長が招集する。

(2) 常任運営委員会の審議結果のうち、重要事項については運営委員会での承認または追認を求めるものとする。

第6章 委員会

第14条 会長は、運営委員会の承認を得て、各種委員会を置くことができる。委員は運営委員会の承認を得て会長が委嘱する。

(2) 次の常置委員会を置き、必要に応じて臨時の委員会を設けることができる。

- ・ 編集委員会 編集委員会規定に従い、学会誌の編集、刊行に関する業務を行う。
- ・ 広報委員会 ニュースレターの編集、刊行および渉外等に関する業務を行う。
- ・ 企画委員会 研究、普及活動等に関する業務を行う。
- ・ 国際交流委員会 国際的な共同研究などの交流に関する業務を行う。

第7章 総会

第15条 総会は本会の最高議決機関であり毎年1回開催し、会長がこれを招集する。但し、運営委員会が必要と認めるとき、または正会員の3分の1以上の要求があるとき、会長は臨時総会を開かなければならない。

(2) 総会は予算、事業計画、決算、事業報告、その他本会の運営に関する重要事項について議決する。

(3) 総会は、正会員の10分の1以上の出席を以て成立する。但し、総会の成立にのみ委任状は有効であり、議決にはこれを加えない。委任状の形式は別に定める。

(4) 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第8章 会計

第16条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあて、その会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第9章 支部

第17条 本会に支部を置くことができる。支部の設置は、運営委員会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

第10章 事務局

第18条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(2) 事務局の経費は、あらかじめ計上した予算でこれをまかなう。

(3) その他、事務局に必要な事項は、会長がこれを定める。

第11章 規約の変更

第19条 規約の変更は、運営委員会の議決を経て、総会出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

「付則」第1条 本規約施行後最初の選挙においては、運営委員当選者の上位半数者を4年任期、他を2年任期とする。当選者確定後、本付則を廃止する。

「付則」第2条 本規約は1996年5月11日から施行する。

「付則」第3条 本規約は1999年5月22日から施行する。

日本環境教育学会役員選挙規定

1990年5月20日制定

1995年5月13日一部改正

日本環境教育学会規約に基づき、次のように役員選挙の規程を設ける。

第1条 選挙権・被選挙権 選挙が公示される時点での正会員は役員選挙の選挙権・被選挙権を持つ。

第2条 選挙管理委員・選挙管理委員会

- ①選挙管理委員会は、運営委員以外の正会員のなかより総会において5名選出する。選挙管理委員の任期は2年とする。選挙管理委員は選挙管理委員会を構成する。
- ②選挙管理委員会は役員選挙を告示する。

第3条 選挙の方法

- ①選挙管理委員会は選挙権を有する正会員に被選挙者名簿および投票用紙を郵送する。
- ②選挙に際し、投票は、被選挙者名簿の中から投票用紙に会長1名、運営委員10名までを連記し、無記名で選挙管理委員会へ所定の投票締切日までに、郵送することによる。
- ③選挙に際し、会員は、5名以上の連署をもって本人の承諾を得て会長候補者および運営委員候補者を推薦する事ができる。また運営委員は本人の承諾を得て若干名の会長候補者および相当数の運営委員候補者を推薦することができる。

第4条 当選者の確定と発表 会長は投票数の最も多いもの、また運営委員会は投票数の多いものから順に定数を当選とする。次点者以下は、得票数に従って順次補欠名簿に記載する。そのほか、運用に関しては選挙管理委員会が行う。
また、結果の公表はニュースレターによる。

第5条 選挙規程の変更 選挙規程の変更は総会の承認を必要とする。

「付則」

本規定は1995年5月13日から施行する。

入 会 案 内

日本環境教育学会のご案内

新しい総合的教育を求めて

日本環境教育学会への入会をお勧めします

21世紀へ向けて

環境教育の重要性がストックホルムで開催された人間環境会議(1972年)において世界にアピールされて以来、UNESCOとUNEPを中心として環境教育に関する国際的な会議や活動が活発になりました。リオデジャネイロで行われた国連環境会議(1992年)において、各国政府の行動計画であるアジェンダ21が採択されました。この中では青少年への環境教育の振興が強調されています。環境教育の実践研究・普及は地球規模の環境問題に直面する私たち人類にとって21世紀における最も重要な課題の一つと言えます。

環境教育の目標と課題

環境に関わる知識と技能を修得し、また環境を持続可能なものにするための活動に参加し、さらに個人が価値観を確かなものにし、新しいライフスタイルを創造することが環境教育の目標です。社会的には固有の文化を尊重しつつ、今日の文明のあり方を見直し次の文明へと転換していく試みの一つでもあります。

環境教育は環境を総合的にとらえ、体験的に学習することを特色としています。環境教育の領域内容は自然科学のみならず、人文科学や社会科学の諸分野、つまり学際領域におよびます。環境汚染、酸性雨、温暖化、有害化学物質、食物汚染、生物種の多様性の維持などの環境保全、人口の急増と食糧問題はもとより、歴史的環境、地域の社会環境、固有な文化環境、衣食住に関わる生活環境なども、環境教育の研究・学習課題となります。また、人間の成長・発達過程において、心の環境も大きな役割をもっています。教育学・心理学・医学・人類学・社会学から野外学習にいたるまで多様な研究・教育実践が必要です。

21世紀に向けて、環境教育は新しい総合的な教育、科学と技術、文化と文明のあり方を探求するという、実に大きな課題をもっているのです。

日本の環境教育の現状

日本の環境教育は、環境教育の必要性を提唱した第1段階から、環境教育の実践活動の展開を行っている

第2段階へと20余年の歴史・歳月を経てきました。この間には、多くの方々や団体が環境教育を主要な活動課題として取り組んできました。そのような中、本学会は1990年5月に設立されました。各地で環境教育セミナー・シンポジウム・ワークショップ・ワークキャンプ・フィールド活動などを多彩に展開してきました。

環境基本法も発効し、環境教育の振興が条文化され、日本の各大学では環境教育実践施設やセンターなどの開設を進めています。大学公開講座として環境教育指導者を養成している大学も少なくありません。文部科学省でも環境教育指導資料の作成に続き、環境教育担当教員講習会や環境教育フェアを開催しています。そして学校教育や社会教育においても制度化されつつあります。また、環境省も環境基本計画を作成し議論の段階を一步進めてパートナーシップによる持続可能な循環型社会の具体的な実現をめざそうとしています。さらに全国各地の地方自治体では地域アジェンダ21の策定が進んでいます。こうして環境教育に関わる国際的な連携も広範囲にわたり、インターネットによる環境教育の情報交流がさかんになっております。

日本環境教育学会の目指すこと

今日、日本の環境教育は第3段階へと進もうとしています。環境教育についてこれまでに行われてきた研究・教育実践をふまえて、環境教育を理論的に体系づけることを目標としています。さらにその目標の実現に向けて目指すべきテーマ・教材を明らかにします。多くの人々の参加を得て、様々な形で日常のこととして具体的な成果が見える実践活動を推進します。日本環境教育学会は、国際的な連携により共同研究・教育実践・情報交流を活発にします。

多くの方々を日本環境教育学会に参加され、環境とすべての生命(いのち)に新しい夢を抱けるように、共に研鑽を深めることを心より歓迎致します。

【主な研究活動・普及活動】

年次研究大会の開催

学会誌『環境教育』および「環境教育」ニュースレターなどの発行

公開シンポジウム・講習会・公開セミナー・ワークショップなどの開催

国内外の環境教育関連団体との情報交換および研究交流

その他環境教育の実践研究を推進する事業

2002年4月1日 改訂

入会手続きのご案内

日本環境教育学会にご関心をお持ちの方は、前頁にある「日本環境教育学会の御案内」を参考にしてください。

入会をご希望の方は、次頁に添付してある入会申込書を用いて、以下の要領で学会事務局までお申し込みください。ご希望の会員種別（正会員・団体会員・賛助会員）のフォームにもとづいて、入会申込書をご記入ください。

- ▶ 申込書に必要事項を記入後、事務局まで郵送ください。
- ▶ また、会費を郵便局より払込みください。

入会申込書の受取と会費入金の確認により入会手続きが完了します。

なお、会員の登録は自動的に継続されますので、退会される場合には必ず事務局へ届け出てください。また、届け出の連絡先等に変更が生じた場合も届け出てください。

【会員の種類と年会費】

会計年度は4月1日から3月31日まで

正会員(個人)	一般-----	5,000 円
	学生-----	3,000 円
団体会員(図書館・会社・官公庁等)-----		10,000 円
賛助会員(本会の目的に賛同しその事業を援助する団体で 運営委員会の承認を得たもの)-----		20,000 円

会費振込先

郵便振替口座

口座番号：00100-1-555399

加入者名：日本環境教育学会

(問合せ先・入会申込書送付先)

日本環境教育学会 事務局

〒183-8509 東京都府中市幸町3-5-8 東京農工大学農学部 朝岡研究室気付

TEL&FAX 042-367-5597 E-mail : jsee_education@yahoo.co.jp

URL=<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsoee/index.html>

入 会 申 込 書

(正 会 員)

20____年度より日本環境教育学会に入会します。

■会員の種別 (該当に✓)

正会員・一般

正会員・学生

■発行物等の送付先 (該当に✓)

自宅

所属先

申込日 (西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日

会員名簿の作成のため、名簿への掲載可には を、掲載不可には×をご記入ください

フリガナ	(姓)	(名)	生 年 月 日	性別	
氏 名			西暦 年 月 日生	男 女	
自宅住所	〒 _____ 都道 府県				
自宅 TEL	自宅 FAX				
勤務(在学) 先名					
勤務(在学) 先所在地	〒 _____ 都道 府県				
勤務先 TEL	勤務先 FAX				
e-mail					
関心領域 (10字以内)					
最終学歴					職 位
所属系	所属系の種類に 印をしてください。 複数回答可、ただし最大3領域を				
人文系	語学/文学, 言語学, 哲学, 心理学, 社会学, 歴史学, 地域研究, 人文地理学, 文化人類学, その他【 _____ 】				
社会系	法学, 政治学, 経済学, 経営学, その他【 _____ 】				
自然系	数理科学, 物理科学, 化学, 天文学, 科学教育, 工学, 建築学, 生物科学, 農学, 林学, 水産学, 畜産学, 情報学, 医・歯学, 獣医学, 看護学, その他【 _____ 】				
フィールド系	自然保護, スポーツ・野外活動, 健康・保健, 生活科学, その他【 _____ 】				
教育系	教育学, 教育社会学, 教科教育学, 特別支援教育, その他【 _____ 】				
その他	【 _____ 】				

印のある項目 (生年月日/性別/最終学歴/職名/所属系の種類) については、学会事務局のデータ保存のため、守秘扱いとさせていただきます。

入 会 申 込 書

(団体会員・賛助会員)

20____年度より日本環境教育学会に入会します。

■会員の種別 (該当に✓)

団体会員

賛助会員

申込日 (西暦) 年 月 日

〒	

団体名	
所在地	〒
	都道 府県
TEL	
FAX	
e-mail	
URL	
関心領域 (10字以内)	

(問合せ先・入会申込書送付先)

日本環境教育学会 事務局

〒183-8509 東京都府中市幸町3-5-8 東京農工大学農学部 朝岡研究室気付

TEL&FAX 042-367-5597 E-mail : jsee_education@yahoo.co.jp

URL=<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsoee/index.html>